

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、妙高都市計画道路の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成25年6月28日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時  
平成25年7月8日（月） 午後2時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所  
妙高市役所 402・403会議室  
妙高市栄町5番1号